

令和2年6月2日

保護者各位

岡山県立岡山芳泉高等学校
校長 原 田 康 晃

新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠取扱いについて

岡山県教育委員会からの通知を受け、6月1日（月）よりから教育活動を再開することといたしましたが、新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒等の出欠取り扱いについて、医療機関等への相談の目安が変更されたことに伴い、次のとおり取扱うことといたします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に関し、「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安
 - (1) 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
 - (2) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、又は、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上継続する等、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合
 - (3) 新型コロナウイルス感染症の患者と接触があり、保健所から濃厚接触者に特定された場合
 - 2 新型コロナウイルス感染症に関し、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日（以下、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」という。）」とする目安
 - (1) 下記①～③のいずれかに該当する場合には、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱う。
 - ① 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が確認された場合
(ただし、4日以上となる場合は、全期間を出席停止として取扱う)
 - ② 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者とは認められないが、感染者と接触があり保健所の健康観察の対象となった場合等
 - ③ 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
 - (2) 上記2（1）の他、新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合においては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすることができる。
- ※ 保護者の皆様へのお願い
- 1) これまでと同様に登校前に必ず検温させてください。また、発熱等、体調不良の症状がある場合は無理に登校せず自宅で休養させてください。
 - 2) 自作のものを含め必ずマスクを着用して登校させてください。